

改正

令和5年9月20日条例第21号

合志市空家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等に関する施策の推進に関し必要な事項を定めることにより、市民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の適正な管理及び活用の促進を図り、市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住若しくは滞在し、又は通勤若しくは通学する者をいう。
- (2) 建築物等 空家等に係る建築物、工作物、立木その他の土地に定着する物をいう。
- (3) 所有者等 建築物等又は空家等に係る敷地を所有し、又は管理する者をいう。

2 前項に掲げるもののほかこの条例で使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(紛争解決の原則)

第3条 市内において空家等に係る紛争が生じた場合は、当該紛争の当事者間において解決を図るものとする。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等を適正に管理するよう努めるものとする。

2 所有者等は、空家等を有効に活用するよう努めるものとする。

3 空家等に係る敷地の所有者等が建築物等を所有又は管理していない場合には、当該敷地の所有者等は、当該建築物等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、建築物等の所有者等に対する働きかけを行うよう努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、法第6条第1項の規定により空家等対策計画を作成し、空家等の所有者等による適正な管理、空家等の活用の促進その他の空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

る。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民等は、適正な管理が行われていない空家等を発見したときは、その情報を市に提供するよう努めるものとする。

(特定空家等の認定)

第7条 市長は、法第9条第1項及び第2項の規定により調査した空家等が現に特定空家等であると認めるときは、特定空家等として認定するものとする。

2 市長は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ合志市空家等対策協議会の意見を求めることとする。

(緊急安全措置)

第8条 市長は、前条の規定により認定した特定空家等について、市民の生命又は身体に重大な危険が及ぶことを避けるため緊急の必要があると認めるときは、必要最小限の措置（緊急安全措置）を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じようとするときは、あらかじめ、当該措置に係る特定空家等の所有者等に対し当該措置の内容を通知するものとする。ただし、特に緊急の必要があると認める場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該特定空家等の所有者等から徴収することができる。

(関係機関との連携)

第9条 市長は、特定空家等による危険を回避するために必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に対し、必要な協力を要請することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年9月20日条例第21号）

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日から施行する。